

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月30日

【会社名】 株式会社プラコー

【英訳名】 PLACO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 秦 範男

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地

【縦覧に供する場所】 株式会社プラコー大阪支店
(大阪府吹田市江坂町二丁目14番20号)

株式会社プラコー名古屋支店
(愛知県名古屋市名東区香流一丁目823番地)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 秦 範男は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表している「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用をしております。

なお、内部統制は、基本的に企業等の4つの目的(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全)を達成するために企業内の全ての者によって遂行するプロセスであり、6つの基本的要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応)から構成される。この内、財務報告の信頼性を確保するための内部統制を「財務報告に係る内部統制」と定義しているが、それを整備及び運用することにより上記4つの目的を達成しようとするものである。4つの目的は相互に関連を有しており、経営者が、財務報告に係る自社の全ての活動及び社内の全ての従業員等の行動を把握することは困難であることから、それを解決すべく内部統制を適正に整備及び運用していても、財務報告に係る内部統制により財務報告に関して虚偽の記載を完全に防止または発見できない可能性は残ります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価する事によって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社について財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全部で1事業拠点の為、当該事業拠点を「重要な事業拠点」としております。重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

- (1) 当社は過去において上級経営者層の一部により不適切な会計処理が行われ、過年度の財務諸表につき重要な修正をして公表しております。当社としては、不適切な会計処理を防止するため、販売・購買業務等の内部管理体制強化中で、現段階では内部統制の評価期間、整備及び運用が不十分であります。
- (2) 当社の当事業年度末の純資産額は45百万円であり、債務超過による上場廃止基準への影響等、財務報告に及ぼす質的な重要性が高くなっております。しかし、現段階では、質的な重要性を考慮した全社的な内部統制の整備及び運用は不十分であります。
- (3) 管理部門の責任者が平成22年3月末に退職したことから、決算・財務報告プロセスにおいて責任者によるチェック・承認体制及び牽制機能が不十分になっております。

これらが事業年度の末日までに是正されなかった理由は、当社は比較的小規模の上場会社であり、経営管理組織も会社の規模に見合った小規模のものであり、経理部門も経理課長を含め4名体制であること、社内からの昇格人事、異動人事、または社外からの人材登用等についての検討期間が長期化したこともあり、整備及び運用に時間的制約があったためであります。

財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、必要に応じて更なる改善を実施し、全役職員への周知徹底を図り、過去のような不適切な会計処理を二度と発生させないこと、また、現在導入中の購買システムより、新たな発注・原価管理を構築すること、さらに、欠員となっていた管理部門の責任者を社内から登用して、責任者によるチェック及び承認体制の構築をすることにより、翌事業年度においては、適正な内部統制の整備及び運用を実施して行く方針であります。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。